

第6章

計画の基本的方向

1. 基本理念

『すべての子どもたちが健やかに成長できる地域社会づくり』

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければなりません。

つまり、親が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、子育て中の家庭に対しては、地域全体で暖かく見守り、必要な手助けをし、元気づけていくことが大切です。

また、子どもが日々の積み重ねの中で成長していくように、親もまた、日々の子育てを通して親として成長していかなければなりません。子どもの成長を支援していくと同時に、親となる人たちの成長や学習を支援していくことも必要です。

さらに、子どもは、家庭を成長の基盤としながらも、地域社会との関わりを持つことによって、社会的な存在として成長していきます。健全な子どもを育てるためには、単に家庭だけではなく地域社会にも大きな役割があることになります。

併せて、子どもたちが地域社会の一員であることを十分に認識していくことが必要です。

お互いが助け合いながら子育てのできる地域社会づくり、そのためのネットワークを地域全体で創りあげていくということを改めて認識することが重要です。

2. 基本的視点

この計画は、次の6項目を基本的視点として策定します。

(1) 子どもの利益

「児童憲章」の理念のもとに、無限の可能性を持つ子どもたちの幸せを第一に考え、子どもの利益を最大限に尊重した子どものための計画とします。

(2) 次世代の親づくり

子どもは次世代の親になるものとの認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野にたった子どもの健全育成に取り組みます。

(3) サービス利用者の立場

子どもをとりまく、個々の家庭環境において、家庭の生活実態や子育て支援サービスのニーズも多様化しており、多様な個別のニーズに対応できるよう柔軟に取り組みます。

(4) 社会全体で取り組む子育て支援

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、行政や企業、学校や町内会など地域社会が協力しあい、協働しながら推進することが必要です。

(5) すべての子どもと家庭への支援

子育てと仕事の両立支援のみならず、子育て家庭の孤立や負担感の増大などの問題を踏まえ、広くすべての子どもと子育て家庭への支援を推進します。

(6) 地域における社会資源の効果的な活用

地域で子育てに関する活動を行っている育児サークルや子供クラブ、町内会をはじめとする地域活動団体や民生委員・児童委員、母子保健推進及び高齢者などと協力しながら地域での子育て支援を推進します。

また、保育所や幼稚園、学校施設、公民館など公共施設の効果的な活用を推進します。

3. 基本施策

(1) 地域における子育て支援

共働き家庭や専業主婦家庭、ひとり親家庭等を含めたすべての子育て家庭への支援を行う観点から、多様な保育サービスをはじめ、情報の提供や相談体制の充実など地域における様々な子育て支援サービスの充実が必要です。

(2) 親子の健康の確保及び増進

母性並びに乳幼児の健康の確保及び増進を図る観点から、保健、医療、福祉及び、教育分野間の連携を図りつつ、地域における母子保健施策等の充実を図る必要があります。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもを地域社会全体で育てる観点から、学校、家庭及び地域社会と連携し、家庭や地域における教育力を総合的に高めることが必要です。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子ども、子ども連れの親等が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、バリアフリー化などの整備を行うことが必要です。

また、子育てを担う若い世代を中心に、家族が快適な生活が送れるような良質な居住環境の提供など生活環境の整備を推進していくことが必要です。

(5) 仕事と家庭生活との両立の推進

男女ともに、働き方を見直し、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や固定的な役割分担意識等を変え、働きやすい環境をつくることが必要です。

(6) 子ども等の安全の確保

子ども達を交通事故や犯罪から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な防止対策を推進することが必要です。

(7) 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

児童虐待を防止するために、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの総合的な支援と地域における関係機関の協力体制の構築が必要です。

また、ひとり親家庭等の自立支援の推進や、障害のある子どもへの支援が必要です。

(8) 子育てにかかる費用の支援

保育所費用や医療費など子育てにかかる費用の一部を助成や軽減するなどの支援対策の拡充について検討していく必要があります。

施策の体系

1 地域における子育て支援

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 子どもの健全育成

2 親子の健康の確保及び増進

- (1) 妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保
- (2) 子どもの健やかな成長と育児不安の解消
- (3) 食育の推進
- (4) 思春期の保健対策と健康教育の推進
- (5) 小児医療の環境整備
- (6) 不妊に関する取り組み

3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 次代を担う親の育成
- (2) 家庭や地位の教育力の向上
- (3) 子どもの「生きる力」の育成に向けた学校教育環境等の整備
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 良質な居住環境の整備
- (2) 安心して外出できる環境の整備
- (3) 安全・安心まちづくりの推進等

5 仕事と家庭生活との両立の推進

- (1) 仕事と子育ての両立の推進

6 子ども等の安全の確保

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

7 要保護児童等への対応などきめ細かな取り組みの推進

- (1) ひとり親家庭の自立支援の促進
- (2) 障がいのある子どもへの支援
- (3) 児童虐待等対策の充実

8 子育てにかかる費用の支援